公　　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人古川忠雄の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年９月22日　　和歌山地方法務局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年９月22日

東北地方整備局長　西村　　拓

１　処分をした年月日　令和７年９月１日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　樋下建設株式会社　樋下　　光　岩手県盛岡市下太田下川原100―１　国土交通大臣許可（特―06）第20821号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年８月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。